

承認	会長	書記	書記	事務局長

議事録

第5回役員会 を開催しましたのでその内容を報告致します。

平成30年9月25日

松阪市自治会連合会 事務局

日時	平成30年9月20日(木) 13:10~14:40	場所	松阪市役所 特別会議室
参加者	小山、山本、水谷、田上、瀧本、中西、三室 以上7名 企画振興部1名、事務局2名		
<p>I. 議題</p> <p>1. 松阪市の住民自治のあり方検討会について</p> <p>○10月24日に開催予定の二者合同会議に向けて話し合った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市全体の新たな名称の統一化 住民協議会・自治会連合会・それをプラスしたものではなく新たな名称にしてはどうか 地元の43地区の名称はその地区に任せる ●市内43地区を統括する組織が必要 ブロック編成も必要 現在、自治会連合会の13ブロック、住民協議会の9ブロックがあるが編成については協議が必要 要は、連合会のようなピラミッド形式が必要でありその組織で、市との協議を進めてみてはどうか？ ●市全体の事務局体制が必要 市の各部局との調整機関 ●地区の市民センター・公民館の整理が必要 検討時には、公民館長の報酬や、地区組織の役員等の報酬も検討する必要がある <ul style="list-style-type: none"> ・現状の交付金が交付される中で、新たな事業が市より依頼があった場合は、その分交付金の増額を希望する。 新たな統括組織ができた場合は、協議の場とすることが望ましい。 ・現段階では、住民協議会・自治会連合会という枠組みに市の施策への協力依頼があった場合、自治会長の仕事になることが多い。 その負担の軽減に伴う、業務の洗い直しが必要。 また、なんでも地域に押し付ける感のある施策に対する市政の取り組みの改善を望む。 ・地域に協力依頼が今後なくなるわけではないので、気持ちよく引き受けることができるよう、また、受ける側の意見も通る組織を望む。 <p>2. 規定について</p> <p>○自治会長バッチ貸与規定（廃止案）について。→承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の常任理事会開催時の提案議題とする。 <p style="text-align: right;">以上</p>			